

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年7月16日 神戸地方法務局姫路支局 登記官 山田和弘
記

1 手続番号

第1406—2023—0004号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

兵庫県姫路市夢前町前之庄字恵ヶ谷871番6